



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

人事委員会規則

○人事委員会規則一―一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	1
---	---

人事委員会規則

人事委員会規則一―一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月二日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一―一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一―一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一能代山本広域市町村圏組合本庁の項中「総務企画課長」を「課長」に改め、同表能代山本広域市町村圏組合出先機関「スポーツリ―施設長」「スポーツリ―事務長の項中「スポーツリ―」を「スポーツリ―」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 018766 FAX 018766
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄